

「平成30年7月豪雨災害」に係る災害復旧工事等における主任技術者の専任要件緩和措置について

主任技術者の専任での配置が必要となる工事において、受注者または応札者から主任技術者の兼任の申出があったとき、兼任を希望する全ての工事が以下の要件に該当する工事である場合は、**主任技術者の専任要件を緩和し、兼任を認めます。**

なお、兼任する工事のいずれかが「平成30年7月豪雨災害」に係る災害復旧工事又は災害関連工事（以下「災害復旧工事等」という。）である場合においては、**工事現場間距離及び件数**を緩和し兼任を認めます。

ただし、いずれにおいても、他の工事の発注者も主任技術者の兼任を認める必要があります。

現行
① 兼任する工事が西予市内で施工される工事であること。
② 兼任する工事が2件以内で、工事現場相互の間隔が5km程度(※)であること。 ※工事現場の相互の、最も近い地点間の直線距離が5km程度(最大6km)の工事



緩和措置 (災害復旧工事等を含む場合に限る)
① 兼任する工事の いずれかが災害復旧工事等であること (兼任する災害復旧工事等が西予市発注工事以外の場合も含む。)
② 兼任する工事が 3件 以内で、工事現場相互の間隔が 10km 程度であること。